

刑事手続の流れ

① 犯人が20歳以上の場合

※ 犯人が少年（20歳未満）の場合は、P 6 からの「犯人が14歳以上20歳未満の場合」「犯人が14歳未満の場合」をご覧ください。

捜 査

捜査段階では、罪を犯したと疑われる犯人のことを、被疑者（ひぎしや）とといいます。被疑者は必ず逮捕される訳ではなく、逮捕せずに捜査をする事が原則とされています。ただし、被疑者が逃亡したり、証拠を隠滅するおそれがあるなどの事情があれば、裁判所から令状の発付を受けるなどして逮捕する場合があります。

逮捕した場合、48時間以内に、被疑者の身柄と捜査状況を記録した書類や証拠を検察官（警察官とは違います）に送ります。検察官は引き続き被疑者を拘束する必要があると認めた場合、裁判所に請求をします。裁判所が請求を認めると、最長20日間拘束されることになります（全ての事件で20日間拘束されるものではありません）。

被疑者を逮捕しない場合は、被疑者を呼び出して取調べるなどし、捜査が終結した段階で捜査状況を記録した書類や証拠を検察官に送ります（在宅送致又は任意送致と言われます）。

起訴／不起訴

検察官は捜査の結果や証拠物、被疑者や関係者の供述状況などを検討して、被疑者を裁判にかけると決定します。裁判にかけるとを起訴（きそ）、かけない場合を不起訴（ふきそ）とといいます。

犯罪が明白であるときでも必ず起訴しなければならないものではなく、検察官は、被疑者の情状や犯罪の軽重等を考量して起訴・不起訴を決定します。

また、逮捕されたから必ず起訴されるものではなく、一方、身柄不拘束であっても起訴される場合があります。

刑事手続の流れ

裁判（公判）

起訴された被疑者を被告人といいます。裁判(公判)が開かれると、事案に応じて被害者が証言したり、証拠が提示されるなどされ、最後に判決が言い渡されます。

検察官又は被告人側のどちらか一方でも、判決に不服がある場合は、高等裁判所に訴えること(控訴:こうそ)もあります。裁判にかかる期間(判決までの期間)は、事案によって様々です。

② 犯人が14歳以上20歳未満の場合

14歳以上の少年は、20歳以上の者と同じように捜査します。

懲役・禁錮等にあたる罪の場合は、警察から検察官に事件を送り、検察官における補充捜査が終わると、検察官は、処分についての意見をつけて、事件を家庭裁判所に送ります。

一方、罰金以下の罪の場合は、警察から直接、家庭裁判所に事件を送ります。

なお、特定少年(犯行時18歳、19歳)の事件は全ての事件を検察庁に送ります。

③ 犯人が14歳未満の場合

14歳未満の少年は、法律上、罰することができないため、警察で調査をします。逮捕はできません。

調査の結果を児童相談所に通告するほか、家庭裁判所の審判に付すべきと判断するときは、児童相談所に送ります。

児童相談所では、児童福祉法上の措置(児童自立支援施設への入所など)をとるほか、家庭裁判所での審判が必要と判断した場合は事件を家庭裁判所に送ります。

家庭裁判所に送られた少年は、審判を開始するかどうかの決定を受けます。